

本 件 に 関 す る 経 過

2001年(平成13年)	
10月 1日	著作権等管理事業法施行
10月11日	イーライセンスが著作権等管理事業者として文化庁長官の登録を受ける。
2006年(平成18年)	
10月 1日	イーライセンスが放送分野における音楽著作権管理業務を開始
2008年(平成20年)	
4月23日	公正取引委員会が当協会に対する立入検査を実施
2009年(平成21年)	
2月27日	公正取引委員会が当協会に排除措置命令を送達
4月28日	当協会が公正取引委員会に審判を請求
5月25日	公正取引委員会が審判手続の開始を決定
7月27日	第1回審判
2011年(平成23年)	
6月 1日	第13回審判 → 審判手続終結
2012年(平成24年)	
6月12日	公正取引委員会が排除措置命令を取り消す旨の審決(注1)を当協会に送達
7月10日	イーライセンスが公正取引委員会を被告とする審決取消訴訟を東京高裁に提起
9月 6日	当協会が審決取消訴訟への参加を申立て
9月24日	審決取消訴訟第1回口頭弁論 → 東京高裁が当協会の参加を許可する決定

2013年(平成25年)	
6月7日	審決取消訴訟第3回口頭弁論 → 口頭弁論終結
11月1日	東京高裁判決(審決を取り消す旨の判決(注2))言渡し
11月13日	公正取引委員会が東京高裁判決の破棄を求めて上告受理申立て 当協会が東京高裁判決の破棄を求めて上告提起及び上告受理申立て
2014年(平成26年)	
5月20日	イーライセンスが当協会に対する損害賠償等請求訴訟を東京地裁に提起
2015年(平成27年)	
2月2日	5者協議開始
4月28日	最高裁判決(公正取引委員会及び当協会の上告を棄却する判決(注3))言渡し → 東京高裁判決が確定 → 審決の取消しが確定
6月12日	公正取引委員会が審判手続再開の決定を当協会に通知
7月8日	公正取引委員会がイーライセンスを審判手続に参加させることを決定
8月3日	第14回審判(再開後1回目)
9月17日	5者協議の当事者による合意文書の調印
2016年(平成28年)	
2月1日	イーライセンスとジャパン・ライツ・クリアランスとが合併し、存続会社であるイーライセンスが商号をNexToneに変更
2月16日	NexToneが当協会に対する損害賠償等請求訴訟を取下げ
3月4日	公正取引委員会がNexToneを審判手続に参加させる旨の決定を取り消す決定
5月31日	第19回審判(審査官最終意見陳述)
9月9日	当協会が公正取引委員会に審判請求取下書を提出

注1 2012年6月12日の公正取引委員会の審決

公正取引委員会は、イーライセンスが放送分野の管理業務を開始した2006年10月当時のイーライセンス管理楽曲の放送番組における利用状況を示す客観的データ等の証拠を直接取り調べ、参考人の審尋も行った上で、イーライセンス管理楽曲の利用が回避された事実が認められないとし、本件行為（当協会による放送使用料の包括徴収）が排除効果（※）を有するとはいえないから、その余の点について判断するまでもなく、本件行為が私的独占（独占禁止法3条違反）に該当することはないとして、排除措置命令を取り消す審決を行った。

（※）ある行為が私的独占に該当すると結論付けるために認定する必要がある四つの要件の一つ目（残る三つは、人為性を有すること、競争を実質的に制限すること、及び公共の利益に反すること。）

注2 2013年11月1日の東京高裁判決

東京高裁は、「独占禁止法の…諸規定…は、第一次的には公共の利益の実現を目的としたものであるが…競業者の利益を、個々の競業者の個別的利益としても保護する趣旨を含む規定であると解することができる」などと述べて、従来原則的に認められてこなかった競争事業者の原告適格（※1）を認めた。

さらに、実質的証拠法則（※2）についても、「（イーライセンスの）管理楽曲の利用が回避されたとまではいえないものの…回避しようという働きかけはあったと認められ、その点において、（イーライセンスの）管理楽曲の利用を回避した事実を認めることができないとした本件審決の認定は、実質的証拠に基づくものとはいえない」などと述べ、公正取引委員会の事実認定が合理的と認められる範囲をどのように逸脱しているのかを論証しないまま新たな事実認定を行い、排除措置命令とは異なる理由付け（※3）によって本件行為の排除効果を認定し、審決を取り消す判決を言い渡した。

（※1）原告として訴えを提起することができる資格

（※2）審判における証拠調べに基づく公正取引委員会の事実認定が合理的と認められる範囲を逸脱している場合にのみ、東京高裁が独自の事実認定をすることができるとする独占禁止法の定め

（※3）排除措置命令の理由付けは、イーライセンスが当時管理していた人気楽曲に着目して、放送番組での利用の需要が大きい人気楽曲でさえ利用が回避されたのであるから、本件行為には排除効果がある、というものであった。これに対し、東京高裁判決は、当該人気楽曲がJASRAC管理楽曲と同等に利用されていたことは認めた上で、イーライセンスが管理する他の楽曲（人気楽曲以外の楽曲）について「（J A

SRAC管理楽曲と)同様の条件で利用される状況にあったと推認すること」はできないとして、本件行為に排除効果ありとする判決を言い渡した。

東京高裁のこの新たな理由付けについては、当初の審判及び東京高裁の審理中には示されておらず、最高裁においても争うことができなかったため(上告理由の範囲が憲法違反等の法律問題に限定されているため)、当協会には反論の機会がなかった。

注3 2015年4月28日の最高裁判決

最高裁は、原告適格(上記注2(※1))の欠如及び実質的証拠法則(上記注2(※2))違反を理由とする公正取引委員会及び当協会の上告受理申立てを受理しながら、この2点について判断を示すことなく、東京高裁判決を是認した。

⇒ これにより確定した東京高裁判決によって審決(上記注1)が取り消されたことから、公正取引委員会は、残る争点について審理するため(下表参照)、審判手続を再開した。

争点の全体像

争点	審決 (上記注1)	東京高裁判決 (上記注2)	最高裁判決 (上記注3)
1 排除効果 本件行為は、他の管理事業者の参入を困難にする効果を有するか。	有するとは いえない。	有する。	有する。
2 人為性 本件行為は、正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有しているか。	排除効果が認められない以上、争点2以降については判断するまでもない。	再開後の審判において、争点2以降について、認定判断すべし。	再開後の審判において、争点2以降について(※)、認定判断すべし。 (※)争点2については、人為性を有しないものと解すべき「特段の事情」の有無が審理の対象になると傍論で判示
3 競争の実質的制限 本件行為は、一定の取引分野における競争を実質的に制限しているか。			
4 公共の利益 本件行為は、公共の利益に反しているか。			
5 命令の適法性 本件行為は、競争の回復のために必要な措置であり、かつ、実現可能か。			

(争点1~4が「排除型私的独占」該当性に関する四つの要件に対応する。)